

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成30年4月11日（水）午前9時30分～午前10時05分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 15名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	欠	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積  
(別段の面積)の設定について
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定に対する意見について  
(所有権移転に関するもの)

## 5. 会議の内容

以下のとおり

議 長	<p>総会に先立ち、矢掛町の人事異動に伴い産業観光課職員の異動があったようですので、事務局から紹介をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、異動職員を紹介させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奥野課長あいさつ</li> <li>・妹尾課長あいさつ</li> </ul>
議 長	<p>それでは、ただ今から平成30年度第1回農業委員会総会を開催します。本日、高槻 祥治委員は欠席です。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月20日 人・農地プラン策定委員会（役場第1会議室）</li> <li>・3月29日 矢掛町耕作放棄地対策協議会（役場第1会議室）</li> <li>・4月 2日 辞令交付（町長室）</li> </ul> <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は1番 岸野委員さんと、3番 鳥越委員さんをお願いします。 本日の議事につきましては議案第 1 号から議案第 4 号の 4 議案です。</p>
議 長	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 3 件議題といたします。</p>
事 務 局	<p>事務局の説明をお願いします。 (議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上3件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 1 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
矢掛地区 推進委員	<p>譲渡人と譲受人は親子です。ご高齢の為、息子さんに贈与されます。今までも譲受人は休日などに手伝われていたようですので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 1 番につきまして、</p>

	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
3 番委員	<p>譲受人の土地の中に譲渡人の土地が約 8 平米あります。そちらを無償で譲り受けま す。現在、譲受人が耕作をされていますので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
3 番委員	<p>譲渡人は、町外にお住まいで高齢です。後継者もいらっしゃらない為、譲受人に 贈与されます。譲受人は、認定農業者の方ですので問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>2</u> 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	(議案朗読説明)
議長	<p style="border: 2px solid red; padding: 10px;">事案番号1番は、おおむね300m以内に井原線矢掛駅や役場があるため、第3種農地としております。事案番号2番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
議長	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
5番委員	周囲の土地への影響は特になく、排水も問題はありません。申請人がご高齢の為、土地の有効利用という事で申請されています。
議長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議長	事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
三谷地区推進委員	登記地目は畑ですが、現状は倉庫になっています。周囲の土地に影響はございませんが、無断転用ですので始末書を付けて申請していただいています。
議長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議長	以上 <u>2</u> 件について許可処分を行うことを議決します。

議 長	議案第 <u>3</u> 号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、案のとおり決定してよろしいか。  (異議なし)
議 長	異議がございませんので、案のとおり決定いたします。
議 長	議案第 <u>4</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書(No. 126)(案)の決定に対する意見について、所有権移転に関するもの <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	事案説明の前に本計画の説明を行います。 本計画は、農地中間管理機構である岡山県担い手育成財団が、農地中間管理事業の一環として行っている特例事業として農地の売買を行う内容となっています。 具体的には、対象地が農振農用地であり、購入者が認定農業者や人・農地プランの中心経営体である等の条件を満たしている売買において、農業経営基盤強化促進法に基づき、担い手育成財団が所有者から農地を買受け、購入者に売渡すものです。 今回提出している計画は、担い手育成財団が所有者から農地を買受ける内容となっております。
議 長	では、個別の事案を説明します。(事案説明) なお、農地の購入者は、農事組合法人中営農組合が取得することとなっており、次の農業委員会において提案する予定であります。
議 長	事務局の説明が終わりました。
1 番 委 員	農用地利用集積計画書NO. 126 につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。  どちらの土地も長年、譲受人が譲渡人と利用権設定をして耕作をされていまして、中間管理機構が出来てからは、機構を通してされていまして。譲受人がご高齢の為に離農したいとの意向により、こちらの土地を、譲受人が機構を通して購入する事

<p>議 長</p>	<p>となりました。営農組合さんの総会で、購入する事に意見が一致しました。問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、NO. 126 につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、NO. 126 につきましては、異議なしと決定いたします</p>
<p>議 長</p>	<p>矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 126) (案) については、計画書どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番 委 員</p>	<p><b>施行規則該当転用届</b>について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p> <p>既存の倉庫が手狭になった為、新たに農業用倉庫を建てるという申請です。現地確認を行いましたら、既に増築されていました。始末書を提出されています。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番 委 員</p>	<p><b>利用目的の変更届</b>について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p> <p>5 筆あります。田から畑に変更されます。 現在、果樹を植えて管理をされています。今後も適切に管理していかれると思います。</p>
<p>議 長</p> <p>川面地区 推進委員</p> <p>中川地区 推進委員</p>	<p><b>農地法第18条の規定による合意解約通知</b>について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p> <p>1 番は、所有権移転をする為に解約されます。</p> <p>2 番は、別の方が耕作をされる為、解約します。新規で利用権設定の用紙を提出されています。</p> <p>3 番から 15 番は、江良地区のほ場整備事業による合意解約です。</p>

議長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。